

# 中札内村社会教育活動振興助成の交付申請について

(令和7年4月1日～)

中札内村教育委員会

中札内村では、村民が自主的に行う社会教育活動を支援するために、予算の範囲内で事業費を助成しています。社会教育活動とは、主として青少年及び成人が行う組織的な社会教育活動（生涯学習活動を含む）をいいます。

## 1. 補助対象事業

- (1) 国、都道府県、都道府県教育委員会及びこれらに準ずる機関・団体又はこれらに類する民間団体等が主催する社会教育事業への参加
- (2) 地域において社会教育活動を推進する事業
- (3) 村民が企画・運営する生涯学習講座（村民が5名以上講座に参加すること）
- (4) その他、教育委員会が適当と認める事業

## 2. 補助対象経費

事業区分	補助対象経費	補助率・限度額	同一事業への助成回数
(1) 社会教育事業への参加	交通費 宿泊料 参加料	補助対象経費の1/2以内 上限 30万円	年度内1回
(2) 社会教育活動の推進	謝金 会場費 等	補助対象経費の4/5以内 上限 30万円	年度内1回
(3) 生涯学習講座	謝金 会場費	謝金 1講座講師1名につき 村内講師上限 10,000円 村外講師上限 20,000円  会場費 施設使用料の4/5以内	年度内3回 注1) 同一事業の講座を一日に複数回開催した場合の謝金は1講座分  注2) 講師の人数は1講座につき2名まで

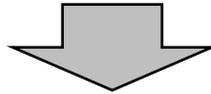
※食糧費は原則補助対象外経費とする

### 3. 申請の流れ

#### ① 申請書の提出

原則として事業実施の1か月前までに、必要書類を添えて「補助金等交付申請書（第1号様式）」を教育委員会へ提出してください。

〈添付書類〉事業計画書（事業実施要項等がある場合は添付）、収支予算書など

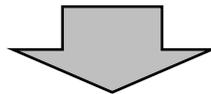


#### ② 交付決定

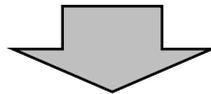
毎月開催される定例教育委員会（会議）で交付決定を行います。決定後、「補助金等交付決定通知書（第2号様式）」を申請者に送付します。

※事業内容に大幅な変更がある場合はすみやかに「補助金等変更承認申請書（第3号様式）」を提出してください。

※事業実施前に概算払いを受けようとする団体等は、「補助金等概算払申請書（第5号様式又は第6号様式）」を提出してください。決定後、補助金を交付します。



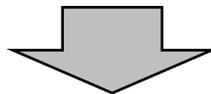
#### ③ 事業実施



#### ④ 実績報告

事業が終了しましたら、すみやかに「補助金等実績報告書（第8号様式）」を提出してください。

〈添付書類〉事業の成果報告書、収支決算書など



#### ⑤ 補助金の額確定

書類を審査し、「補助金等の額確定通知書（第9号様式）」を送付します。

※決定後、補助金を交付します。

※概算払いを受けている場合で、余剰金が発生したときは「補助金等の返還通知書」を送付しますので、指定の期日までに返還してください。